



Special...P2~P3

あなたの医療保険を見直しませんか? ~「先進医療特約」つきをお勧めします!~

- P1 「健康経営優良法人2019」
中小規模法人部門 認定
- P4 間違えやすい
「消費税の軽減税率制度」

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



「健康経営優良法人2019」中小規模法人部門



2019年2月、経産省の

「健康経営優良法人2019 中小規模法人部門」において弊社(クローバー総合保険事務所)が認定を受けました。

- 日々のコミュニケーション はもちろんの事、
- 毎週の血圧測定の記録
- 定期的にR1の飲料
- 月1 社外清掃 等々の取組が評価されました。

「健康経営セミナー」で取り組みを発表

7月30日、健保組合主催の「健康経営セミナー」が松阪商工会議所で行われ、弊社代表田中大補が健康経営優良法人認定事業所として取組紹介を発表してきました。

三重県内においても「健康経営」に対する関心が年々高まっており、当日は約40人もの中小企業経営者、女性担当者の方が多数ご参加され皆様熱心に耳を傾けて頂きました。

これからも、身体的だけでなく精神的においても働きやすい職場創りに取り組み、社会に貢献できる企業を目指していきたいと思っております。

